（その１）

収支報告書

平成27 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　あべしんぞうこうえんかい

1 政治団体の名称　安倍晋三後援会

2 主たる事務所の所在地　山口県下関市東大和町１丁目８番１６号

（アパート・マンション名）

3 代表者の氏名　（姓）配川　（名）博之

4 会計責任者の氏名　（姓）配川　（名）博之

事務担当者の氏名　（姓）松本　（名）朋子

（電話）083-266-8118

（電話）

（電話）

（電話）

受付 第　号 28.5.27 時　分 山口県選挙管理委

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	（姓）安倍　（名）晋三
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	12,400,124
（前年からの繰越額）	1,030,076
（本年の収入額）	11,370,048
支　出　総　額	3,710,980
翌年への繰越額	8,689,144

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	1,100,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,100,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	1,100,000	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	平成２８年安倍晋三新春の集い	9,708,000	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
	合計	9,708,000	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1	安倍晋三後援会会合会費	110,000	
2	安倍晋三後援会会合会費	111,000	
3	安倍晋三後援会会合会費	135,000	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
	１件10万円未満のもの	206,048	
	合　　計	562,048	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3.政治団体	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
1	自由民主党山口県第四選挙区支部	300,000	H27/3/30	下関市東大和町1-8-16	安倍晋三	
2	自由民主党山口県第四選挙区支部	500,000	H27/10/13	下関市東大和町1-8-16	安倍晋三	
3	自由民主党山口県第四選挙区支部	300,000	H27/11/16	下関市東大和町1-8-16	安倍晋三	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合　　計	1,100,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	1,351,071		
(4) 事務所費	412,800		
小計	1,763,871	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	831,209		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,115,900	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	1,115,900		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	1,947,109	0	
合計	3,710,980		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	ソフトリース料	100,380	H27/1/29	東京センチュリーリース㈱福岡営業部	福岡市博多区博多駅東2-5-1	
2	ソフトリース料	100,380	H27/2/26	東京センチュリーリース㈱福岡営業部	福岡市博多区博多駅東2-5-1	
3	ソフトリース料	100,380	H27/3/30	東京センチュリーリース㈱福岡営業部	福岡市博多区博多駅東2-5-1	
4	ソフトリース料	100,380	H27/4/30	東京センチュリーリース㈱福岡営業部	福岡市博多区博多駅東2-5-1	
5	ソフトリース料	100,380	H27/5/29	東京センチュリーリース㈱福岡営業部	福岡市博多区博多駅東2-5-1	
6	ソフトリース料	100,380	H27/6/29	東京センチュリーリース㈱福岡営業部	福岡市博多区博多駅東2-5-1	
7	ソフトリース料	100,380	H27/7/31	東京センチュリーリース㈱福岡営業部	福岡市博多区博多駅東2-5-1	
8	ソフトリース料	100,380	H27/8/31	東京センチュリーリース㈱福岡営業部	福岡市博多区博多駅東2-5-1	
9	ソフト再リース料	146,187	H27/8/31	東京センチュリーリース㈱資産営業第二部	東京都台東区台東2-27-5	
10	ソフトリース料	100,380	H27/9/30	東京センチュリーリース㈱福岡営業部	福岡市博多区博多駅東2-5-1	
11	ソフトリース料	100,380	H27/10/29	東京センチュリーリース㈱福岡営業部	福岡市博多区博多駅東2-5-1	
12	ソフトリース料	100,380	H27/11/30	東京センチュリーリース㈱福岡営業部	福岡市博多区博多駅東2-5-1	
13	ソフトリース料	100,380	H27/12/30	東京センチュリーリース㈱福岡営業部	福岡市博多区博多駅東2-5-1	
14						
15						
	その他の支出	324				
	合計	1,351,071				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	政治資金監査料	172,800	H27/7/13	堀川雅史	下関市岬之町12-26-3F	
2	家賃	240,000	H27/11/26	自由民主党山口県第四選挙区支部	下関市東大和町1-8-16	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
	その他の支出	0				
	合計	412,800				

政治資金監査報告書

平成２８年５月２０日

安倍晋三後援会
代表　配川　博之　殿

登録政治資金監査人 堀川雅史 ㊞
登　録　番　号　　第３９２号
研修修了年月日 平成２０年１２月１８日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、安倍晋三後援会の平成２７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。

（４）この政治資金監査は、安倍晋三後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会

議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

３　業務制限

安倍晋三後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、安倍晋三後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上